

手数料納付書での納付

手数料納付書で納付を行う時の流れ（書面申請のみ）

1. 県が発行する手数料納付書と申請書を消防本部（局）で入手し、納付書にあらかじめ住所（1箇所）と氏名（3箇所）を記入します。

2. 納付書により金融機関の窓口で支払を行います。

支払できる金融機関

- 1. 県内の金融機関
- 2. 郵便局（九州内（沖縄を除く））
- 3. みずほ銀行（全国）



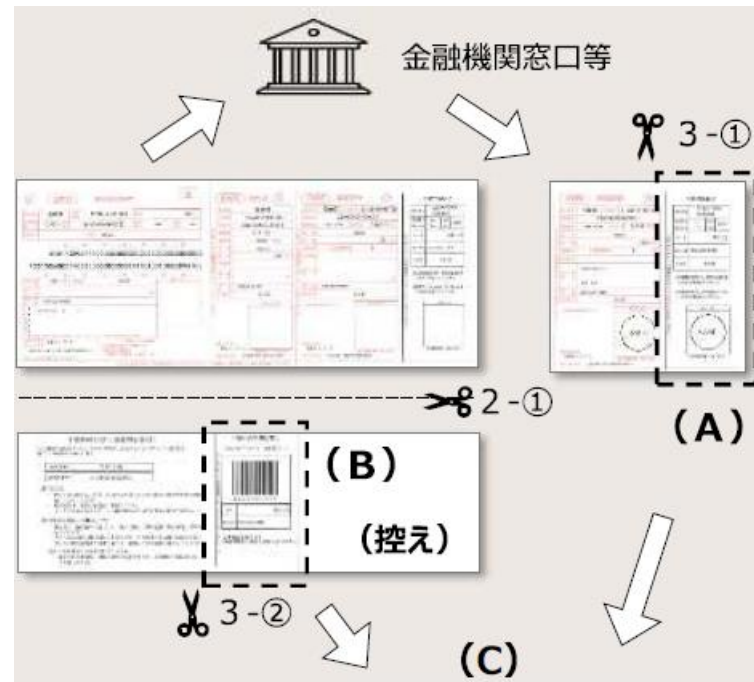
【注意】（支払不可）
コンビニ、県庁売店、
振興局等の窓口

納付書に記入する欄は以下の通りです。

- 住所欄 (B)
- 氏名欄 (A, C, D)

納入者の住所(B)・氏名(A・C・D)欄は、申請者が記入
※ 未記入の場合は、金融機関での納付はできないので注意すること

- ① 手数料納付書の控え部分を切り離します。
(控え部分もあとで必要になりますので手元に保管します。)
- ② 切り離れた納付書により、窓口で支払います。
- ③ 「領収証書・納付済証」を受け取ります。

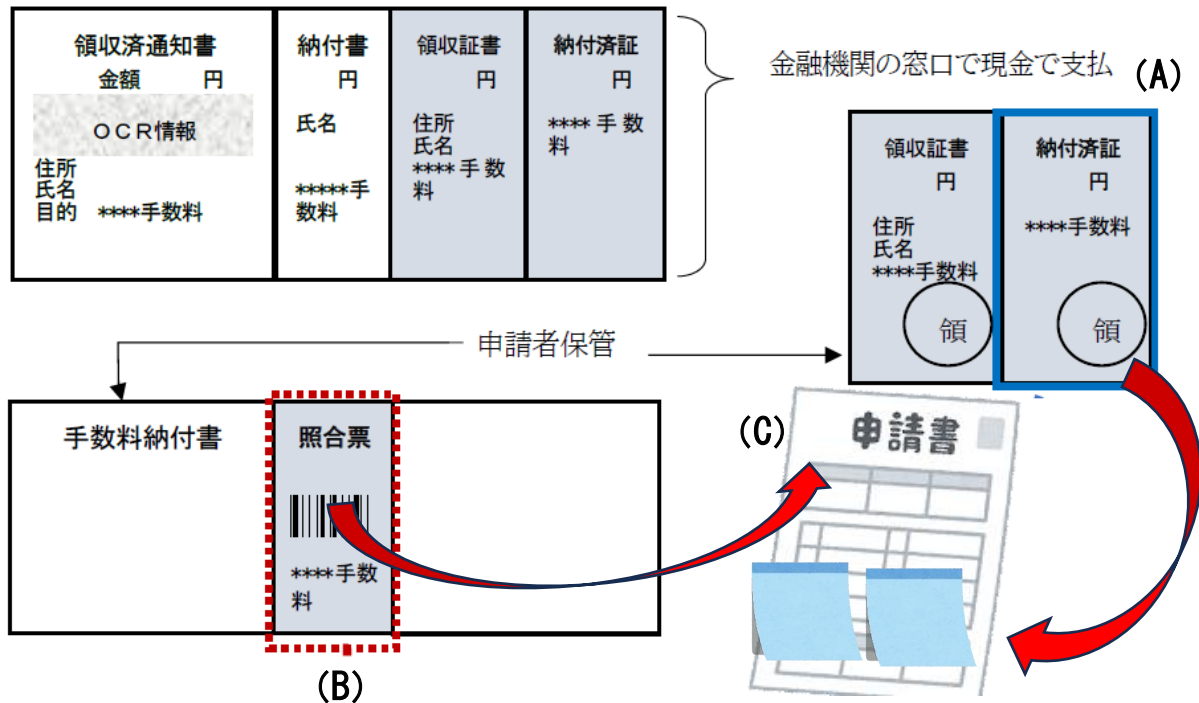


手数料納付書での納付

3. 申請書を準備します。

- ① 2の③から納付済証 (A) を切り離します。
- ② 保管していた控え部分から納付済証照合票 (B) を切り離します。
- ③ 切り離した納付済証 (A) と納付済証照合票 (B) を申請書 (C) の裏面に貼付します。

【注意】納付済証 (A) と納付済証照合票 (B) は原本 (コピー不可) を貼付して下さい。紛失した場合は、原則、再度購入になるため特にご注意ください。(証紙を紛失した場合と同じ扱いとなります。)



4. 申請書を (一財) 消防試験研究センター 長崎県支部に送付あるいは持込してください。